

整理番号	40-1	事務事業名	監査事務		作成部署	監査委員事務局	電話	内線783
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	二見 孝二	課長職名		作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	昭和22年	根拠法令等	地方自治法					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	地方自治法(昭和22年制定)により、市の事務として位置付けられた。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち		(第 3 章)
	節	開かれた市制		(第 5 節)
	施策	行財政運営		(第 4 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	北広島市及び市の財政援助団体等		
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	財務に関する事務の執行について、全部局及び財政援助団体等が適法、公正かつ合理的、効率的に事務事業を執行しているかを監査し、市の行財政運営の確保を図る。		
手段(ここから活動指標を導きます)	16年度まで	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等)の場合はその補助金による団体の活動内容を記載 通年実施 ・定期監査(進行工事監査含む) ・例月出納検査 ・財政援助団体等監査 ・決算審査 ・住民監査請求	16年度実績 全部局66課等 会計課、業務課 書面57件 実地3件 一般会計、特別会計、企業会計 なし	年間33日(0.5) 年間12日(0.1) 年間5日(0.1) 年間21日(0.3)
	17年度	同上		

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	3,754	4,019	4,054	4,054
	合計	3,754	4,019	4,054	4,054
人件費(概算)	人数(年間)	2.80	2.80	2.80	2.80
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	25,200	25,200	25,200	25,200
総事業費 +		28,954	29,219	29,254	29,254

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	定期監査	6 5 課等	6 6 課等	6 6 課等	6 6 課等
	例月出納検査	1 2 回	1 2 回	1 2 回	1 2 回
	財政援助団体等監査	4 3 団体	6 0 団体	2 3 団体	5 2 団体
	決算審査	7 会計	7 会計	7 会計	7 会計
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	定期監査(計画に対する執行率)	100%	100%	100%	100%
	例月出納検査 (")	100%	100%	100%	100%
	財政援助団体等監査 (")	100%	100%	100%	100%
	決算審査 (")	100%	100%	100%	100%
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	定期監査(1課当たり)	223千円	221千円	222千円	222千円
	例月出納検査(1回当たり)	241千円	243千円	244千円	244千円
	財政援助団体等監査(1団体当たり)	67千円	49千円	127千円	56千円
	決算審査(1会計当たり)	1,241千円	1,252千円	1,254千円	1,254千円

整理番号 40-1

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 平成3年の地方自治法の改正により、行政監査が可能となり、また、平成9年の改正で外部監査制度(地方公共団体の長と外部監査人との契約に基づき実施)の導入も可能となるなど監査機能の充実が一層求められてきている。今後は代表監査委員の常勤化、さらに専門知識を持った職員の配置等監査業務全般に対する資質の向上を図る必要がある。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方自治法で定められている事務事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方自治法の規定に基づき、毎年監査計画を定め実施し、計画どおり達成しており、目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方自治法において独立した機関として設置されており、これに変わる手段はない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	成果指標値がないため、判断は難しいが、市の行財政運営の適法性正確性を確保するとともに、有効な監査事務の執行に努めている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	監査対象を適切に選定し、効率的な監査を実施している。コストのほとんどは人件費であり、コストの削減は困難である。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	監査事務は、地方自治法の規定に基づく年間監査計画により実施する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	経済性、効率性、有効性などの観点で監査する行政監査導入の検討を行うとともに、取り組み状況や監査結果などをホームページ等で分かりやすく公表すべきと考える。